

（午後4時00分 再開）

○議長（中本正人君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長より申し上げます。本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長します。

日程に従い、一般質問を行います。

順番6、16番 岡本君。

〔16番（岡本安弘君）登壇〕

○16番（岡本安弘君）皆さま、こんにちは。はしもと未来の岡本でございます。場のほうもちょっと熱くなっておりまして、やりにくいところではございますけれども、一般質問のほう、頑張ってやってまいりたいと思います。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従って一般質問を始めさせていただきます。

今回も、「人に・景気に・街の未来にまっすぐ」という私のモットーに沿って進めさせていただきます。

まずは、人にまっすぐということで、高齢者対策についてお尋ねします。

橋本市の人口ビジョンによる将来人口推移を見てみますと、団塊の世代が75歳を迎える2025年には5万8,202人で、高齢化率は35.3%、2060年には総人口3万4,000人程度まで減少し、2010年と比べ半分程度、高齢化率は43.7%となり、人口の約半分が高齢者となる見込みとなっています。

しかし、「若い世代の希望をかなえるまち」を実現することにより出生率を改善、「住んでよかった、住みたくなるまち」を実現することにより社会動態を均衡化し、2060年に4万7,000人を維持することを目標としておりま

す。

しかしながら、高齢化率も年々右肩上がりに上昇し、高齢化問題も深刻化しています。昨年4月の改正介護保険法では、介護施設の重点化が示されました。本市においては、第6期介護保険事業計画に特養ホーム60床の施設整備やサービス付き高齢者住宅があちらこちらで開所され、隣町においては特養ホーム190床の建設が進んでおります。特養待機者解消に向け、受け入れ施設の体制は整ってきています。

しかしながら、平成27年6月24日、厚生労働省より発表された2025年に向けた介護人材にかかる需給推計によると、介護人材の需要見込みは2025年度で253万人、現状推移シナリオによる介護人材供給見込みは2025年度で215.2万人、需要ギャップが37.7万人となり、全国的な介護人材不足が予想されています。

本市においても、介護施設や介護事業所等で職員不足との声をよく聞かれるわけであり、また、私自身も介護の仕事に従事してきた中で、介護人材不足であると痛感しておりました。

そこでお尋ねします。本市における介護人材不足について、今後の人材育成や人材確保という観点から、当局の考えをお聞かせください。

次に、景気にまっすぐということで、橋本創生総合戦略の今後についてお尋ねします。

平成26年11月28日法律第136号として、まち・ひと・しごと創生法が成立しました。その諸元は、日本創生会議で「消滅可能性都市896自治体」が公表されたことに起因します。私は、この中に本市が入っていることに驚き

まして、このままではいけないということで、市議を志すきっかけになった一つであります。

この人口減少問題分科会の公表が平成27年5月8日にあり、全国的に衝撃を与えました。そこからの安倍総理のアクションは非常にスピーディーで、わずか2カ月後には、まち・ひと・しごと創生本部準備室が設置され、その1カ月後の9月3日には、地方創生本部が発足、同月29日、地方創生国会と言われた第187回国会では、わずか半年という異例の早さ、期間で、法案の提出がなされました。これらを経て、12月27日には国のビジョンと総合戦略が閣議決定し、日本の将来についての政府の危機意識の高さを示すこととなりました。

本市においては、昨年10月末に1年足らずで橋本創生総合戦略が策定されました。まずはじめに、この総合戦略をまとめられた北山部長をはじめとする企画経営室の皆さま及び関係各位の方々のご尽力に対して、心より感謝申し上げます。本当にご苦労さまでした。

さて、昨年12月24日に、T P Pや一億総活躍社会の実現を踏まえた国の総合戦略が改正されました。これに合わせ、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略についての改正が行われ、特に地方の雇用に関しては、「地方における安定した雇用を創出する」から「地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする」と一歩踏み込んだ表現へと改められています。

つまり、橋本市に安心して働ける職場をつくるには、本市が中身のある総合戦略のもと、積極的に主導し、柔軟かつ全力で駆け抜けることが必要となります。予算審議を控えた本会議において、個別の施策について云々しているのではなく、本市の創生総合戦略が、単なるお題目として交付税及び補助金取りのためで終わってはならないと考えます。具現化

していくために新型交付金、いわゆる地方創生推進交付金と、その活用についてお尋ねします。あわせて、国の創生戦略が改正される上で各省庁に割り振られた、T P Pや一億総活躍社会の実現のための関連予算とその活用についてご答弁ください。

最後に、まちの未来にまっすぐということで、学校給食についてお尋ねします。

これまでの答弁においても、学校給食の地場産品使用について、できる限り活用いただいていると感じております。しかしながら、現在、全国的に学校給食の食べ残しが問題となっております。昨年4月に環境省が発表した「学校給食から発生する食品ロス等の状況に関する調査結果」によると、学校給食では、調理くずよりも食べ残しがずっと多いという結果になっており、児童生徒一人当たり、年間17.2kg食品ロスがあると発表されています。

出席した人数分の学校給食の提供量に対する、食べられずに残された給食の量の割合を残食率といい、全国的な平均は約6.9%です。

そこでお尋ねします。本市の食べ残しで廃棄されるごみの量や残食率について教えてください。

戦後直後の学校給食は、栄養失調の子どもたちに必要な食事を与える目的が主でありましたが、今の時代では役割が変わっています。学校給食は配食サービスではないのです。

今の学校給食は、子どもたちの食の安全を守り、食べ物の大切さを教える教育機関だと考えています。市は、給食という事業を実施するのであれば、最後まで責任を持って行わなければなりません。子どもに3Rを教えている裏側で、市が環境面を無視するのであれば、子どもたちを裏切ることにはならないでしょうか。牛乳パックを洗って干すなど、独自にリサイクルに取り組んでいる学校もある一方、使ったプリントを焼却している学校も

あり、かなりの温度差があると感じております。

学校給食において、食育及び環境教育という視点から、ごみの減量とリサイクルについて、どのように進めていくのですか。その取り組みについてお聞かせください。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。明確なご答弁よろしくお願いいたします。

○議長（中本正人君）16番 岡本君の質問項目1、高齢者対策に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（石橋章弘君）登壇〕

○健康福祉部長（石橋章弘君）人口ビジョンにおける介護人材育成・確保についてお答えします。

団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者となる2025年には、全国の後期高齢化率は18.0%になると推計されており、2,000万人を突破するとともに、認知症や医療ニーズをあわせ持つ要介護高齢者の増大が見込まれています。また、2040年には後期高齢化率は20.7%と、5人に1人が後期高齢者になると推計されています。

このような中、国は、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるように、地域包括ケアシステムの構築の実現を進めています。

この地域包括ケアシステムの構築のために重要な基盤である介護人材について、厚生労働省は2025年には約38万人不足すると報告されています。介護人材の需要数は253万人になる一方、供給数は215万人と充足率は85%まで低下し、全国的に介護人材不足が深刻化することが改めて浮き彫りになっています。

全産業平均と比べ低いと言われる賃金の問題も介護人材不足の原因の一つであるため、国は賃金格差を縮め、介護における雇用を安

定させることを目的として、平成21年に介護職員処遇改善交付金を創設し、平成24年からは介護報酬に介護職員処遇改善加算の項目が加えられました。

本市においても介護人材不足の実態があることは認識しており、介護職員処遇改善加算についても事業所に周知し、ほぼ全ての事業者で実施されているところです。

また、国は、一億総活躍社会の実現のため、その手法の一つとして介護離職ゼロを掲げ、その主な取り組みとして、施設サービス等の充実や介護人材の確保に取り組むこととしています。

平成27年度補正予算においては、介護サービスを支える介護人材の確保策の一環として、介護従事者の負担軽減を図るべく、介護ロボットを介護保険施設や事業所へ導入する際の費用について助成するとして、介護ロボット等導入支援特別事業を実施することとなっており、本市としても市内の事業者案内したところです。

次に、現在の本市独自の取り組みについて説明いたします。

橋本さわかやか長寿プラン21（橋本市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画）では、若年層に介護業界へ関心を持ってもらい、就労につなげるため、授業・講座開催時における講師派遣などの協力を努めることが示されています。

昨年5月より伊都中央高等学校において、在校生を対象とした介護職員初任者研修が開催され、2月23日に1年生から3年生までの14名の方が修了されました。本市としては、この研修のうち、介護、福祉の制度内容等、行政の担える部分について講師を派遣するなど、研修に協力しています。

この研修を受講した3年生のうち、介護施設に就職される方や、介護の専門学校に進む

方もいますし、今回の研修を受講された以外の方でも、今年受講された方の様子を見て、介護職に興味を持たれ、来年度に受講希望の声も既に上がっていると聞いています。

今後も引き続きこの研修に協力し、介護職を希望される方の養成を支援します。

また、専門職の養成とは別に、元気な高齢者や子育てを終えた主婦など、多様な人材の参入の促進も重要と考えています。本市では、生活支援や介護予防の担い手となるボランティア等が、要支援者に対して適切な生活支援や介護予防を提供すること等を目的とした生活支援サポーター養成講座を今年度より開催しており、この受講生の方からも、今後、介護施設等で活躍いただけるよう取り組んでまいります。

○議長（中本正人君）16番 岡本君、再質問ありますか。

16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）ご答弁ありがとうございます。

先ほど部長からも言われておりましたように、昨年5月7日より伊都中央高校におきまして、いきいき長寿課、橋本市の介護施設連絡協議会と連携して、介護職員初任者研修が開講されたと。本年度は14名の生徒が研修を修了されて、卒業後は2名の方が福祉施設で就業されるというお話も伺っております。

また、福祉施設や事業所において、介護職員初任者研修を行って、人材の育成や確保というところに努力しておるわけでありませうけれども、しかしながら、受講はされて資格を有するが、就業までは至っていないというのが現状であります。

いかにして人材を確保していくかでありませうけれども、先ほど部長から言われておりました、生活支援サポーター養成講座ということをご答弁の中でおっしゃっておられました

が、12月の議会でもお話をさせていただいたように、地域支援事業の中の、住民主体による多様なサービスを行うための講座ということで、ここで人材の確保というところにもヒントがあるように考えております。

そこで、また一つお伺いしたいのですけれども、この生活支援サポーター養成講座を受けられた方が、今後どのような内容の生活支援というのをされていかれるのかを含めて、もう少し詳しくお聞かせいただきたいんですけれども。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）一般的に、従来は介護の業務につくためには、一定の資格が求められております。ご存じのように、いわゆる初任者研修、実務経験3年を経てから介護福祉士の資格に至るといって、キャリアパスが一応設定されておるのが一般的でございます。

ただ、介護予防日常総合支援事業に移行したときに、事業者の形態として、従来の形態に加えまして、一定、規制緩和された事業所が設定されることとなっております。その中で、従来の介護以外の生活支援部分、いわゆる簡単な生活支援部分については、一定の研修を経た方も雇用されて、その業務に従事できるということになってございますので、今回、そういうふうな研修を、行政側がコーディネートして行ったというふうな経過でございます。

○議長（中本正人君）16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）先ほども、介護福祉士というふうなお話もしていただいておりますが、それも実務経験3年以上というふうな縛りがありまして、国家資格であるわけでありませう。以前はヘルパー1級、2級というふうな資格がありましたが、それがこの介護職員初任者研修という形で、名前が変わったわけ

でありますけれども、その中で、その下とい
いますか、軽微な生活支援というところで、
この生活支援サポーター養成講座を受けられ
た方が、掃除や洗濯、買い物などの家事や楽
しみのための外出や散歩など、今まで普通
に行っていたことができにくくなった方に対
して、市民の支え合いの活動で、在宅での日
常生活の支援を有償で援助するというものが
生活サポーター制度ということと認識して
おりますが、その旨でよかったですか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）はい。その
とおりで結構でございます。

○議長（中本正人君）16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）ありがとうございます。

今、ご答弁いただきまして、まさにこの先
月の29日ときょう、福祉センターにおき
まして生活サポーターの養成講座が行われ
ておるわけでありまして、この生活支援サ
ポーターが、介護人材の確保という点での
きっかけになればと私自身は期待してお
るわけでありまして、高齢者の日々の生
活支援についてのちょっとした困り事につ
いて、サポーターが援助していくという
のがサポーター制度であります。少し介
護保険制度の生活援助とも重なってくる
ようなところもございます。

しかし、介護保険料から賄われれば介
護給付が発生するサービスとも違って、
介護保険上では縛りもたくさん、これ
もだめ、あれもだめというところもあ
りますし、この養成講座、サポーター
制度ですか、定額の利用料金で、有償
ボランティアといわれる生活支援サポ
ーターが高齢者のニーズに合った支
援をしていただけるということで、介
護給付の抑制効果があると私は考
えております。

ここでまた一つお聞きしたいんです
けれども、この生活支援サポーター
制度ですけれども、

も、今、きょうも講座を受けられて
おられますが、この受けられた方の
活躍の場というか、活躍するにはど
ういうふうな手順といいますか、
今後の当局の動きや対応としては、
どのようにしていかれるのか、少
しまたお教え願えますか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）人材の
確保という大きな観点から申しま
すと、これにつきましては、介護
人材の確保ということで、国の
ほうから具体的ないろんなアイ
デアが示されております。その
一番入口にあるのが、いわゆる
介護へのイメージアップという
んですか、関心を持っていただく
ことから始めるというふうな
ことが示されております。

今回の、この介護サポーター養成
講座でございますが、そういう
ふうな関心を集めて、携わって
いただけるようになるという
ふうな、入口の取り組みでござ
います。まだまだ、今後そし
たらどんな場で活躍できるの
かというふうなおたしではござ
います。少なくとも介護制度
の基本的なご理解をいただき、
それから、今想定してますの
は、いわゆる介護保険の予
防事業、地域支援事業の中
で活躍いただける場所があ
ればいいのになというふう
な程度でございます。

今後、地域でのどんなニーズ
があるのか、あるいは、それ
を受けてどのようなサービス
事業者、いろんな方が出て
こられると思います。その
ような方々が出てこられる
のか、その方々がこういう
サポーター養成講座を受け
た方々を雇い入れられる
ふうな環境になってくる
のかを見きわめながら、
行政としては十分な情報
提供から取り組んでまい
りたいというふうに考
えてございます。

○議長（中本正人君）16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）部長の答
弁の中にもありましたよ
うに、介護に携わる入口
の制度で

あると私も認識しているわけでございます。それであって、これから高齢者を支えていくという重要な制度でもあると思います。各事業者、NPOや各団体、住民ボランティアにこの制度にはたくさん参入していただいて、当局としては、これからヒアリングや説明会等は早急に行っていただきたいと。サポーター制度養成講座は始まっているけれども、事業者に対してのヒアリングや今後の参入については、まだそういうのをしていないというような事業所からの声もありましたので、重要な制度でありますので、また早急に行っていただくようお願いいたします。

それと、この1月20日の報道記事によるんですけれども、厚生労働省は介護保険制度で要介護1・2と認定された敬老者向けサービスを大幅に見直す方針を固めたと。具体的には、調理、買物といった生活援助サービスを、介護保険の給付対象から外すことを検討します。膨らみ続ける社会保障を抑えるのが狙いで、抑制額は年間1,100億円、約30万人の利用者に影響が出る可能性もある。2月の社会保障審議会で議論を開始し、年内に改正案をまとめて、2017年度にも実施に移すというような報道もなっております。

敬老者の調理や買い物サービスが、今後、介護保険で利用できなくなると。以前から言われておりましたように、民間の配食事業もあるのに、介護保険で担うのは疑問ですと。また、家政婦がわりに安易に利用されているような理由だけで片づけてはいけないとは考えておりますけれども、国の方針でございますので、その方向で進んでいってしまうのかなというところでもあります。

けれど、そこで今後はどうしていくのかというのが重要なところであるわけで、調理や買い物サービスを利用されている高齢者の事情を見てみますと、独居であつたりとか、老

老介護や家族の就業、低所得者というようなさまざまな事情があるわけであります。

本市では、高齢者配食サービス見守り事業を行っておりますけれども、利用条件は、予算の関係上、これ以上の受け入れは難しいと考えられます。

ここで一つ、ふと疑問に思いますけれども、要支援1・2の方は、この10月より国の介護予防給付から離れて、市町村の地域支援事業に移行するわけでありまして、国のほうで要介護1・2の方の調理や買い物サービスが介護保険では利用できなくなるということは、軽度の要支援の1・2の方についても、同じく調理・買い物サービスが利用できなくなるのではと思っております、まちなかにいながら買い物難民になってしまうような可能性もあるのかなと。

今後、重要な制度となってくると感じるわけでありまして、早急に行っていただきたいという、今の話の中での流れですけども、これを、10月以降になると思うんですけども、それ以降で、だいたいいつ頃を目安に一応目標として進めていかれるのか、わかる範囲でお聞かせください。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）今おたのしみでございますが、私どももマスコミ経由でしか、そういうような動きは今のところ認識してございまして、具体的な正式の通知はいただいております。

次に、10月以降の関係でございますけれども、要支援1・2の方が給付から外れてくるというのが、いわゆる要介護認定度の期間が切れるAさん、Bさんごとに違ふと。時期が順次移行してくるということになります。一番早い人は10月過ぎればすぐ移行、一番遅い人は平成28年10月、29年の9月頃まで従来の給付サービスを受けられる方も実際いらっし

やるかと思えます。

今のところ、本市は28年10月からの制度移行を予定してございますけれども、今のところ、これから、おただしの中にもありましたように、実は今月の下旬から事業者の説明会を行い、今まで各機会を通じて、ある程度は説明しておるんですけども、実際そういう制度の説明から始まって、どのような意向があるのかを調査しながら取り組んでいくということをごさいますて、実際、10月以降も、実は走りながら多様なサービスを探していくことになるかと思えます。具体的にはいつというのは、ちょっと現時点では持っておりません。

○議長（中本正人君）16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）ご答弁ありがとうございます。今、国のほうからも通知はないよということでお話ありましたが、要介護1・2の認定された軽度者向けサービスが、今後外れていく可能性もございますので、そのあたりで、この生活支援サポーター制度というのは重要どころではあると思えます。今の生活援助のサービスの代替となるような制度となりますので、そのあたり含めて、早急にまたお願いしていきたいと思っております。

それで、冒頭でもお話しした橋本市の人口ビジョンの中に書かれているように、65歳以上75歳未満の方については、元気で健康な方が多く、2020年までは増加し、2030年以降に当初より減少に転じることから、貴重な働き手として労働力に取り込む方法等を検討する必要がある。例えば、フルタイム労働からパートタイム労働に切り替え、超高齢社会における労働力の一員として取り入れる働き方などを取り入れていく必要がある。また、有償または無償のボランティアなど、超高齢社会を支え合う一員として、主体的に参加できる

地域社会づくりが必要と考えられる。とありますように、前期高齢者は、今後貴重な介護人材であるわけであります。

ある福祉施設の理事長がよく、以前より言っておられましたが、これからは老老介護していくんやと。老老介護という言葉だけ聞きますと、高齢者世帯で支え合っていくようなイメージではなくて、まさに今お話ししたように、前期高齢者が後期高齢者を支えていくということで、何年も前よりそういったことを実践されて、職員として採用されておるわけでありますけれども、なかなか人材が集まらないのが現実のようであります。

介護保険の制度だけでは、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていくことが難しく、今後支えられなくなるのではと危惧されているわけであります。このお話ししました生活支援サポーター制度というのは、今後、本市の高齢者を支えていく重要な制度であると思えます。また、希薄化した地域とのつながりの再構築、また、介護人材確保のきっかけづくりや介護保険料、介護給付費の抑制に期待できると私自身感じております。

時期的なところもあって、忙しいところではありますけれども、また基準づくりやヒアリング、マッチング支援についても早急に進めていただきまして、高齢者が安心・安全に住み慣れた地域で生活できるように支援をお願いいたしまして、1項目めの質問を終わらせていただきます。

○議長（中本正人君）次に、質問項目2、橋本創生総合戦略の今後に対する答弁を求めます。

企画部長。

〔企画部長（北山茂樹君）登壇〕

○企画部長（北山茂樹君）橋本創生総合戦略を具現化していくための今後の方策について

お答えします。

橋本創生総合戦略は、人口減少対策や地域経済の活性化のため、「若い世代の希望をかなえるまち」、「住んでよかった、住みたくなるまち」の実現に向けた取り組みを一層推進するための計画として、平成27年10月に策定しました。平成27年度は、地方創生先行型交付金を活用し、定住・移住促進事業、官民連携の販路開拓等産業振興事業、観光振興事業、結婚・子育て支援事業等を実施しています。

平成28年度の橋本創生総合戦略事業の推進にあたっては、国の地方創生加速化交付金及び地域再生法に位置付けられる予定の地方創生推進交付金を活用していきます。この新型交付金である地方創生推進交付金については、国の平成28年度予算で1,000億円が計上され、地方版総合戦略に位置付けられた自主的・主体的で先導的な取り組みを支援するもので、対象となる事業費の2分の1に交付金が充当されます。本市としては、橋本創生総合戦略に位置付けた事業で、移住・定住の促進や、若い世代の結婚・妊娠・出産・子育て支援、暮らしやすいまちづくりに係る施策に活用したいと考えています。

次に、各省庁に割り振られている地方創生関連予算とその活用についてお答えします。

国は、平成26年度末に策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、基本目標や重要業績評価指標（KPI）達成に向けた進捗状況を検証するとともに、政策パッケージや個別施策について見直しを行い、平成27年12月に改訂を行っています。その戦略に基づき地方創生関連予算編成を行い、平成27年度補正予算は、地方創生加速化交付金の1,000億円と各省庁で行う個別施策の2,188億円を計上するとともに、平成28年度では、新型交付金である地方創生推進交付金の1,000億円、個別施策の6,579億円を計上しています。

今後の橋本創生総合戦略の取り組みについては、一億総活躍社会の実現に向けた対策の動向を踏まえつつ、アンテナを高く張り、情報収集を行い、庁内組織であるはしもと創生本部会議において情報共有を図りながら、地方創生推進交付金や各省庁の地方創生関連予算を活用し、橋本創生を推進していきたいと考えています。

○議長（中本正人君）16番 岡本君、再質問ありますか。

16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）ご答弁ありがとうございます。

聞きたいところはあと一つでありまして、再質問は市長に一つお尋ねしたいんでありますけれども、機構改革を進めている中で、先ほどの壇上質問でも申し上げましたとおり、国の施策にしっかり取り組んでいくことが重要であると考えております。地方創生関連予算だけではなくて、本市にとって有用と思われる国の予算に対して、スピーディーにどう取り組んでいくのが、この財政難の本市にとって喫緊の課題であると思っております。担当者とそれらを断続的に、かつスピーディーに取りまとめて推進することが大変重要であると考えておりますが、市長のお考えとしてはいかがでしょうか。よろしくお願いたします。

○議長（中本正人君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）岡本議員の質問にお答えをします。

もちろん、各部長においても、できるだけ情報を収集するよという指示を出しております。今、TPP関連予算の問題もありますし、そういう研究をする予算というのも出てきています。そういう面では、橋本市にとって有意義なものであれば取り組んでいき

いなと思っています。

ただ、補助金の中にも、国から地方自治体を経由して民間に流れるというふうな研究の予算もあります。これについては、具体的な計画をしっかりと立ててもらって、その中でいけるという判断ができれば、市がその窓口になるというふうなことは考えていきたいですし、それは迅速、正確、より具体的なものをいただかないとできないなというふうにはと思っています。

例えば、医療関係でこういうものをつくりたいんやといわれる話が来た場合、TPPの関係もありますが、その中に、でもそれって橋本市の生産量として十分にあるのかと。例えば、それが研究で商品としていけるかなというときに、うちにその商品がそんなに流れるものがあるかどうかという判断もきちっとしていかないと、研究は終わったけども、実用化するときにものがないというふうな計画では、非常にまずいのかなというふうなこともありますし、これから財政難という折、岡本議員指摘のとおりでありますので、しっかりとまず国の情報をとっていく。そして、それが橋本市にとってプラスになるのか、これはちょっと橋本市では無理かというふうな判断をしていきたいと思っていますし、情報収集については、今後もより一層、今まで以上に取り組んでまいりたいと思っています。

○議長（中本正人君）16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）市長、ご答弁ありがとうございました。

しっかりと本市にとって有意義であるかどうかというのも検証していただいて、やっぱりスピードは大切だと思いますので、そのあたり、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

これ以上の質問については、また明日、17番の同僚議員より、またかんかんがくがくの

質疑応答があると思いますので、そのあたり、またお願いします。

本市財政の危機的な状況であるということは、我々市議はもちろんのこと、職員の皆さまもきっちりと共有して、危機感を持っていただいて、インセンティブをつけることで現場のモチベーションを上げて、橋本創生を推進していく。そのためには、組織の縦横なく、国内外に打って出られるような体制づくりが必要であります。

今までの橋本市においても、経営戦略において幾分か組織間の連携の悪さから、ちょっと鈍いかなと感じるところもありましたが、今後そういったことがないように、10年先、20年先をしっかりと見据え、案件ごとに柔軟に対応していただいて、勝機を逃すようなことがないように期待いたしまして、二つ目の質問を終わらせていただきます。

○議長（中本正人君）次に、質問項目3、学校給食における食べ残し防止対策に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長（小林俊治君）登壇〕

○教育長（小林俊治君）1点目の、本市における残食率の現状についてお答えします。

学校給食は、食の大切さや感謝の気持ちを教えることができる食育の場であると考えています。しかしながら、学校給食の食べ残しについてはさまざまな事情があり、その対応については苦慮しています。

学校では、担任や給食主任が食べ物の大切さや生産者に対する感謝などを教え、学校給食では食べ残さないよう指導するとともに、食べ残しの状況を保護者や児童生徒に知らせ、食に対する意識を高めるなど、食べ残しが出ないように取り組んでいます。

学校給食における残食率の現状については、残量調査を6月と11月の第3週目の5日間で

毎年2回調査を実施しており、橋本・高野口両学校給食センターの11月の平均残食率は、平成25年度、26年度及び27年度を比較しますと、主食のご飯・パンについては、8.5%、7.3%及び7.5%であり、煮物・焼き物・汁物・揚げ物・和え物の副食については、17.4%、17.2%及び12.9%、牛乳については、9.0%、10.0%及び6.5%となっており、年々残量が減少の傾向にあり、各学校での取り組みの成果が見られます。

今後、栄養バランスのとれた食事をとることが健康の保持増進につながるということなど、給食の目的を正しく理解し、望ましい食生活が身につけられるよう、引き続き各学校の給食主任をはじめとした先生方の指導や、栄養士による給食訪問活動など、センターと学校が連携して、なお一層残食率の低下をめざしてまいります。

2点目の、食育の推進に対する取り組みとして、本市では地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、生産者の努力や、食に関する感謝の念を育むことなどが重要であるとの観点から、給食センターでは地域食材の積極的な使用に努めています。

学校給食の予定献立表については、学校を通じ各家庭に配布しており、地元食材のPRや栄養知識、朝食の大切さ、食事のマナー、感謝の気持ち等をテーマとして月ごとにお知らせしています。

また、市内の小学校で保護者対象の試食会を開催していますし、市内小学校6年生児童を対象にバイキング給食も実施しています。

今後とも、子どもたちが食に対する正しい知識と望ましい食習慣を身につけられるよう努めていきます。

○議長（中本正人君）16番 岡本君、再質問ありますか。

16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）教育長、ご答弁ありがとうございます。

食の大切さについて、しっかりと各学校で取り組んでいただいておりますし、残食率の割合も徐々に減ってきていると。やっぱりこれは各学校での努力のたまものであると思いますし、子どもたちに給食を食べやすいということを、栄養士さんがしっかりと考えていただいている成果なのかなと思っております。

それはそれで結構なんですけれども、この2項目めの食育の推進というところで、学校給食において環境教育というのも大切なところではあるのかなと思います。それで、少しお話をお聞きしたところによりますと、本市でも両給食センターから廃棄されるごみは、過去には減量化の取り組みをしておられた時期もあるとお聞きしております。しかしながら、広域のごみ処理場ができてからは、生ごみ以外のごみについても大半が焼却処分されておいて、リサイクルというのはほとんどできてないように思われます。

それと、今後の食品リサイクル制度のあり方についてということで、平成26年の10月に中央環境審議合意意見具申がまとめたものでありますけれども、これをちょっと読まさせていただくと、学校給食調理施設、公的機関の食堂、直営の社員食堂等は、現行の食品リサイクル法では食品関連事業者に位置付けられていないが、食品廃棄物等を継続的に発生する主体の一つである。このため、可能な限り、それらから排出される食品廃棄物等の処理実態等を調査した上で、食品ロス削減国民運動の一環として、食品ロス削減等の取り組みを実施するとともに、調理くずや食べ残しなどの食品残渣を回収し、再生利用の取り組みを推進することが必要である。さらに、学校においては、食育、環境教育の一層の推進を図る観点からも、食品廃棄物等に係る取り組み

を推進し、地方自治体における取り組みを後押ししていくことが必要であると書かれて、提言がなされているわけであります。

それをもとに、業種ごとの目標リサイクル率というのが、食品リサイクル法が昨年改正になりました、大幅に引き上げられた経緯がございます。それでは、本市の現状はどうかと見てみますと、やはり全国の流れから大きく離れているのではと危惧しております。

今後、新しい給食センターについても、コストを少なく抑えるために、減量化などについては、現在あまり考えていないよというようなことも少し聞かれるわけでありすけれども、農林水産省のほうからのお話であります。今後、学校給食や病院給食について、次の見直しで食品リサイクル法の対象とするよというような意見も強いというようなことも聞かれます。先々もしっかり把握して、将来設計をもって建設等々していただかないと、また追加の改修費、補正を組んでしないといけないようなことになってはどうかと思うわけでございます。

現在、平成28年度予算で給食センター設計に係る経費等々が計上されておりますけれども、この厳しい財政下で実施する最後の大型事業であるのかなと、平木市政が今全力で取り組んでいただいているわけでありすけれども、食育と環境教育の見本となるような設計、または仕様としていただかないといけないのかなと思っております。

それで、最後になるんですけれども、この再質問に対しては委員会のほうでも、またお話をさせていただくことになろうかと思っておりますけれども、以前、小泉首相が引き合いに出されました米100俵の精神というものがござ

いまして、新潟県の長岡藩のお話でありますけれども、財政が破綻するほど貧窮した際に、譲られた米100俵を家臣に配るのではなくて、米を売って藩校をつくったというような故事になぞらえられるわけでありすけれども、まさに本市の状況というのは同じではないのかなと思います。子どもたちの未来に、我々はしっかりと責任を持たなければならないわけでありすけれども、今、お話しさせていただいた100票の米も、食べばたちまなくなってしまうすけれども、教育に充てれば明日の1万とか100万俵になると思います。

この言葉の意味もまた再度皆さまと一緒に考えていきまして、しっかりとした施設建設、設計というところにつなげていきたいと思っております。

最後はお願いという形で終わらせていただきます。私の質問は終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中本正人君）16番 岡本君の一般質問は終わりました。

○議長（中本正人君）お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会し、明日3月8日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

本日は、これにて延会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後4時52分 延会）